

## 事故等の定義

### 1. 事故等の定義

火取法の適用を受ける火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱中に発生した以下に掲げるものをいう。なお、人的被害、物的被害の有無は問わない。

①火薬類の消費、廃棄中に発生した以下のような危険な事象

- 例：・飛石、黒玉、部品落下、火の粉や星の地上への落下  
・筒ばね、過早発、低空開発、地上開発、異常飛翔、異常燃焼  
・誤点火 など

②火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬その他の取扱中に発生した爆発・燃焼

- 例：・危険工室での火薬の燃焼・爆発  
・山火事が火薬庫に延焼し貯蔵火薬類が爆発・燃焼  
・火薬輸送中の車が横転し積載した火薬が爆発・燃焼  
・取扱い中のミス（落下）による爆発  
・雷の誘導電流による爆発 など

③喪失・盗難（火薬類、譲受許可証、譲渡許可証又は運搬証明書の喪失又は盗難をいう。）

- 例：・土砂崩れで火薬庫内の火薬が流出（喪失）。  
・増水で消費場所の火薬が流出（喪失）。  
（火薬類の所在はわかっているにもかかわらず、火薬類が管理できない状態であれば喪失と見なす。） など

### 2. 人的被害の定義

火取法における人的被害の定義は以下のとおりとする。

- ①死者 事故発生後、5日以内に死亡が確認された者。  
②重傷者 事故発生後、30日以上の治療を要する負傷をした者。  
③軽傷者 事故発生後、30日未満の治療を要する負傷をした者。

なお、以下のような通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度の負傷は「人的被害」から除く。

- ・絆創膏を貼ったり、家庭用外傷消毒液を塗れば足りるような通常は医療機関における治療を要しない程度の負傷  
・医療機関において検査・診察・診断を行ったが特に治療は必要ないと判断された場合 など

<参考>

※消費者安全法の「消費者事故等のうち、生命・身体被害が現実発生している事案（法第2条第5項第1号）」の定義（概要）

○消費者の生命又は身体について以下のいずれかに該当する被害が発生したもの

(a) 死亡

(b) 負傷・疾病であって、治療に要する期間が1日以上であるもの

（通常医療施設における治療の必要がないと認められる軽度のもを除く）

(c) 一酸化炭素その他の内閣府令で定める物質による中毒

(b)については、絆創膏を貼ったり、家庭用外傷消毒液を塗れば足りるような通常は医療施設における治療を要しない程度の負傷 や、単なる気分の悪化、医療施設において検査・診察・診断を行ったが特に治療は必要ないと判断された場合 など、比較的軽微な事案を法第2条第5項第1号の「消費者事故等」から除外するものである。治療の必要がないと認められる軽度のものであるか否かは、基本的には医師・医療機関の判断を尊重すべきものであるが、医師の判断や診断書等がない場合であっても、社会通念に従って客観的に判断すべきものである。（「消費者安全法の解釈に関する考え方（消費者庁消費者安全課）」より引用）

### 3. 事故の規模の分類

事故の規模の大きな分類については、火取法に係る事故の定義等を踏まえ、詳細を以下のとおり定める。

(1) A級事故

次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

①死者5名以上の場合

②死者及び重傷者が合計して10名以上の場合

③死者及び負傷者が合計して30名以上の場合

④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の破壊、倒壊、滅失等甚大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上）が生じた場合

⑤大規模な爆発・火災が進行中であって、大きな災害に発展するおそれがある場合

⑥事故等が予想されるテロ予告があった場合 など

(2) B1級事故

A級事故以外の事故で、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

①死者1名以上4名以下の場合

②重傷者2名以上9名以下の場合であって、①以外の場合

③負傷者6名以上29名以下の場合であって、①及び②以外の場合

④爆発・火災等により大規模な建物又は構造物の損傷等の物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）が生じた場合 など

（3）B2級事故

喪失・盗難以外の事故（C2級事故を除く）であって、同一事業所において喪失・盗難以外の事故（C2級事故を除く）が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故。（C2級事故が複数回発生してもB2級事故とカウントしない。）

（4）C1級事故

A級及びB級事故以外の事故で、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- ①負傷者が1名以上5名以下かつ重傷者1名以下の場合
- ②爆発・火災等により建物又は構造物の損傷等の物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円未満）が生じた場合
- ③その発生形態、影響の程度、被害の態様（第三者が含まれている場合等）等、テレビ・新聞等の取扱い等により社会的影響・関心が小さくないと認められる場合

（5）C2級事故

A級事故、B1級事故、B2級事故及びC1級事故以外の事故。

（事務局案）

- ①報告すべき事故の定義を前述のように明確化し、自治体等が事故報告の判断をしやすくする。  
なお、平成23年以降、人的・物的被害のない事故の報告も着実に報告してきていることから、報告すべき事故の範囲は変更しない。
- ②これまでのB級事故をB1級事故、B2級事故の2つに分類し、B2級事故として同一事業所において喪失・盗難以外の事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故を区別してはどうか。
- ③これまでのC級事故をC1級事故、C2級事故の2つに分類し、まずは、人的・物的被害が発生した事故について、緻密に事故原因の究明・分析を行い、再発防止に活かすべきではないか。
- ④また、C2級に分類された事故については、A～C1に分類された事故と区別して集計するなど、取扱を変えるとともに、各種表彰におけるペナルティ要件としないようにしてはどうか。